

保育者養成課程における多文化共生保育のあり方に関する一考察

—多文化共生保育の講義をどう構築するか—

高井 芳江*

A Study on the Multicultural Symbiotic Early Childhood Care and Education in the Nursery and Kindergarten Teacher Training Course

—How to Construct Lectures Related to Multicultural Symbiotic ECCE—

Yoshie TAKAI

はじめに

1990年に出入国管理法が改正され、南米から日系ブラジル人、他の外国人および近隣のアジアからの出稼ぎ労働者が増加した。2017年の在留外国人数は、256万1,848人で、前年に比べ17万9,026人(7.5%)の増加であり、過去最高となった。

働くことを目的として来日した家族の乳幼児や、日本で生まれた外国籍の乳幼児は、保育所、認定こども園、幼稚園で保育されていることが多い。2016年外国人の乳幼児登録者数は97,329人であり、5年間で17,000人以上も増えている(法務省入国管理局)。外国籍住民が多く生活する地域では、外国籍乳幼児が入所・入園し、多文化共生保育への関心が高まっている。

2018年4月の改訂「幼稚園教育要領」では、第1章「第5の2、特別な指導を必要とする幼児への指導」の中で「海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児について安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」とある。第2章「環境」の「内容の取扱い」には「3の(4)異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにする」とある。

改定「保育所保育指針」・改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、第2章「3歳以上の保育、環境」に改訂「幼稚園教育要領」と同じ内容が示されている。第4章「子育て支援」の中では「外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること」となっている。以上のように外国籍の子どもへの支援の必要性が示されている。

まず、本論文で使用する言葉について説明をしておきたい。2006年総務省は、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」と定義している。そして、「多文化共生を推進していくためには、日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるという認識をもつことが大切である」¹⁾としている。

そのうえで、筆者の「多文化共生保育」と言う言葉は、次に述べる萩原元昭の意見を採用したい。すなわち、「多文化共生保育」は、「保育者が保育の過程において平等と共生さらに人間

* 非常勤講師

としての尊厳のもとに、人権、民族、社会、経済階層、ジェンダー、障害等の差別にかわる社会問題に取り組み、生涯にわたる学習の初期段階として、幼児に対し、地球市民としての資質、すなわち民主的な判断力を育成する保育実践²⁾である。

また、筆者は本論文では「多文化共生教育」ではなく「多文化共生保育」とした。それは、「乳幼児期の教育には、当然保育的配慮が含まれていることが多いことを考慮して、乳幼児期の教育的営みには保育という言葉を用いるのが一般的である³⁾」という森上史朗の説に沿ったからである。

また、本論文で、「外国籍児」を使用するのは、国籍に着目した呼び方である。調査においては、「外国にルーツのある子ども(友達)」を使用したのが、「本人は日本国籍を取得しているが、両親の母国が日本ではない子ども(友達)」もいることを想定したものである。

1. 先行研究にみる「多文化共生保育」の現況

先行研究の第一は、群馬県大泉市、大阪府下、浜松市の地域の外国籍の多くの人々が生活するなかでの「多文化共生保育」の状況を検討するものである。塩野谷他「日本における地域の中の多文化保育(3)」⁴⁾、箕浦他「多文化共生社会における保育課題と展望」⁵⁾などであり、箕浦は、「ある種の経済的・政治的・文化的・社会的な落差というものが途上国と我々の間にある。それを自覚することが大事である。行政の立場、保育士の立場に偏見の体形がある。多文化保育とは、このような我々自身のあり方を再考する」と自文化主義的な見方を指摘する。

第二は、「多文化共生保育」を実践する保育者・保護者に焦点を当てた研究である。宮崎は、「日本における多文化保育の意義と課題」⁶⁾として、「保育者の多くが、外国人の子どもの保育に関する基礎的な知識を欠いている」と指摘している。さらに「保育者養成課程で多文化教育や国際理解教育が必須となっていないこともあって、保育者として働き始めるまでは、外国人に関する保育のことなど全く念頭にない者も多い。母語の重要性や国による『いい子』像の違いなど、実際の経験だけでは、外国人の子どもに対する保育の問題点に気付けないことも多い」と述べている。また、堀田の、「多文化共生保育における保育士の専門性向上に関する研究」⁷⁾や、韓在熙の大阪府八尾市の幼稚園・保育所・認定こども園の保護者・保育者の調査を通してまとめた「多文化保育実践における保育者の認識についての研究」⁸⁾がある。また、品川の「多文化保育における通訳の意義と課題」⁹⁾では「通訳がいることで、子どもへのコミュニケーションも保護者へのコミュニケーションも飛躍的にすすむことが確認された」と通訳の役割を述べている。

第三は、外国に焦点を当てた研究である。宮島は、「多文化共生の問題と課題」¹⁰⁾として、グローバル化する世界における多文化主義について述べている。佐々木・林他は、「ドイツNRW州における就学前教育改革と多文化共生保育実践」¹¹⁾のテーマで、日本の多文化共生保育のあり方を考えるためとして、移民を受け入れてきたドイツの就学前教育の取り組みを考察している。

第四は、養成校での「多文化共生保育」を研究したものである。山本は、「保育者養成における多文化保育についての一考察」¹²⁾の中で、保育者の研修と行政の取り組みに着目して調査をしている。そして、「保育者養成において多文化保育、外国籍を持つ子どもたちの現状を学ぶ機会を設ける必要がある」。さらに、「多文化保育や異文化体験、外国語の教育等において、養成校と現職保育者、行政が連携し、課題を共有し、地域のニーズを踏まえた子ども・子育て支援を実現してゆくことが求められる」と指摘している。また、佐々木は、「外国籍児の育ち

を保障する多文化保育¹³⁾では、「保育者養成カリキュラムに保育所保育指針に明記されている多様性の受容等に係る配慮事項を組み入れながら、学生たちの意識を涵養していかなければならない。保育現場で取り上げられている問題への具体的な改善策に及んでいると言い難い」と強調した。

ト田は、「日本における多文化共生保育研究の動向¹⁴⁾」でこれまでの多文化共生保育研究の動向を50本の論文から整理している。注目すべきは、この中で、「保育者の意識のありようによって、多文化共生保育の方向付けは変化し、それが共生に向かう可能性も同化に向かう可能性も有している」と指摘していることである。保育者養成の中で、「子どもたちの人権を尊重することを旨とした保育にあたって、保育者自身が如何にしてマジョリティとしての立場を引き受けるのか」とあり、保育者の資質を高める養成校の役割の重要性を考えさせられる。

先行研究にあるように、保育者養成課程で多文化理解と外国籍児を含む保育の実践を学ぶことが重視されなければならない。具体的には「子どもの権利・多文化共生の理解」「言語への支援」「食事及び文化の理解」「保護者への支援」などである。その内容は筆者が養成校で実施した授業を検証することで今後の保育者養成課程でのカリキュラムの充実を図りたいと考える。

本研究は①先行研究から、改訂「幼稚園教育要領」・改定「保育所保育指針」・改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示された多文化共生保育を実践するための養成校の教育のあり方を探っていく。②筆者が養成校で実践している多文化共生保育の内容を検証し、さらに望ましい実践のあり方・課題を示していきたい。

以上の点を明らかにすることを目的とするものである。

2. 「多文化共生保育」の講義内容を考えるにあたっての調査と結果

筆者は「保育内容総論」の講義の中で、短期大学部保育学科に入学した学生を対象に調査を行った。大学に入学して間もない学生が保育を学ぶにあたって、自分自身の乳幼児期を振り返るレポートの中に組み入れて行った。学生自身が「外国にルーツのある友達」と交流した経験があるのか、また、その時感じたことを自由記述する方法で行った。

【調査の方法】

対象者：2018年度、短期大学部保育学科1年、「保育内容総論」履修登録者147名

出身地：愛知県86%、三重県6%、岐阜県5%、その他3%

名古屋女子大学・大学事務局学生支援センター調査

実施時期：2018年4月、第1回目の授業内、同日、調査用紙を回収

【調査内容】

- ・クラス・学校に外国にルーツのある友達がい了吗か。複数回答可
 - ①幼稚園・保育園 ②小学校 ③中学校 ④高校 ⑤その他 ()
- ・話したり、一緒に取り組んだこと(部活・クラス活動)がありますか。
 - ①ある。どこの国の人ですか。複数でも良い。() ②ない。
- ・①あると答えた人はどのような体験がありますか。
体験を通して思った事を自由に記述して下さい。()

【調査結果】

回収100% (147人)。多くの学生がこれまで「外国にルーツのある友達との出会いがあった」と答えている。回答した80%以上の学生は園・学校に「いた」と答えている。これは学生の出身地が愛知県に集中していることも要因であると考えられる。

出会った友人の母国は25ヵ国に及ぶ。フィリピンが40人で一番多く、次はブラジルの27人、アメリカは17人、中国は14人と続いた。

園・学校に「外国にルーツのある友人」がいたと答えた学生のうち74%が何らかの交流を経験している。部活で一緒に活動した、クラスの当番活動と一緒にいったなどである。体験したことの記載を見ると、言葉が通じなくても交流ができ、楽しい思い出になっている学生が多い。一緒に生活する中で文化の違いを感じたことも記載されている。しかし、ふれあう経験があっても、乳幼児期の支援については養成校で学ぶ中で培われていくものである。

こうした調査に基づいて、今年度の「保育内容総論」では改訂「幼稚園教育要領」・改定「保育所保育指針」・改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を学ぶ中で「多文化共生保育」を位置づけて授業に取り入れることとした。

調査結果 (2018年5月)

提出者 (保育学科1年)	147人	100%	〈出会った友人の母国〉 フィリピン40人、ブラジル27人、アメリカ17人、中国14人、韓国12人、 以下1人、台湾、ネパール、インド、パキスタン、モンゴル、ロシア、チェコスロバキア、マレーシア、ベトナム、ポリビア、 ニューゼーランド、オーストラリア、ペルー、 コスタリカ、フランス、イタリア、ポルトガル、イギリス、スペイン、フィンランド
①園・学校にいた	120人	81.6%	
出会った場所 (以下複数回答あり)			
幼稚園・保育園	28人		
小学校	77人		
中学校	69人		
高校	80人		
②交流あり (園・学校にいたと答えた回答者のうち)	89人	74.1%	
③園・学校にいなかった	27人	18.4%	

園・学校で「外国にルーツのある友達」と交流があったと答えた学生から、その体験を通しての感想をきいた。自由記述には、「一緒に遊んだ」という思い出が多い。言葉が通じなくても、遊びを通して楽しめた体験は快い思い出となっている。また、「国籍・文化の違い」を知ったことを新鮮にとらえている。その文化の違いは、受け入れられることと、理解しがたい経験も出されている。

感想－交流した体験から－（出会った場所、国名）20018年4月

- ①話をしたり、昼放課にドッチボールをした（幼稚園・小学校・中学校、ブラジル・ペルー・ボリビアの人）。
- ②一緒にバスケットをして遊んだ。言葉が通じなくても一緒にスポーツや遊ぶことによって気持ちを通じた気がした（小学校・中学・高校、フィリピン・ブラジルの人）。
- ③日本で生まれて育っているの、全然普通の子と変わらなかった（小・中、フィリピンと日本のハーフの子）。
- ④家庭訪問で親が日本語を話せないため、通訳をしていて驚いた（中・高校、ブラジル・ペルー・ボリビアの人）。
- ⑤中国の女の子は、文化の違いを実感することが沢山あった。なかなか先生の言うことを聞いていなかった。中国の子に兄弟が何人いるかと聞いた時、「一人っ子だよ。一人っ子政策だったから。」といわれて本当に中国人なんだなと実感した（小・中・高校、中国・ブラジル）。
- ⑥肌の色に悩んでいる姿を見て、どうすることもできないのが辛かった。言語を教えてもらった（小・中・高校、フィリピン、韓国、イタリア、シンガポールの人）。
- ⑦ブラジルの両親は日本語が話せなかった。ブラジル専門店で購入していた。小学生でピアスの穴が開いていた（小・中・高校、ブラジル）。
- ⑧どこの国の人かわからないが、イスラム教の友達があった、中学でお弁当を頼むとき豚肉が無いが気にしていた（園・小・中・高校、フィリピン・その他の国）。
- ⑨食事の時に皿を持って食べないから改めて文化が違うなと思った（園・高校、ブラジル）。
- ⑩クラスが同じで仲良くなり、よく話しました。他国の子と話すことで文化や言葉の違いに興味を持ち、幼いなりに知識が増えいい体験が出来ると思います（小・高校、スペイン）。

3. 保育学科での多文化共生保育の構成

今回「保育内容総論」の授業で取りあげたいと考えたのは、「子どもの権利・多文化共生の理解」「言語への支援」「食事及び文化の理解」であった。限られた講義のなかであり、まず理解してほしいと思われることから始めた。

（1）在留外国人・外国籍の子どもの状況

一回目の授業では、調査結果（「外国にルーツのある学友がいた」と答える学生が81.6%）を探るため、第一に、なぜ近年、在留外国人が増えたのかを、1990年の入国管理法の改正以来、就業のため来日し、一時在留だったのが、後に定住することを選んだ外国人が多くいる事を理解することを目的とした。

筆者は、まず、日本人の海外移民の歴史や現在の日本での在留外国人が増加している実態の理解を深めるために、データを見せた。2017年12月、法務省入国管理局によると在留外国人数は、256万1,848人で、前年末に比べ17万9,026人（7.5%増加）となり過去最高となった。在留外国人数が最も多い都道府県は東京都の53万7,502人（昨年度より+7.3%）で、全国の21.0%（構成比）を占め、以下、愛知県242,978人（構成比9.5%、昨年度より+8.3%）、大阪府228,474人（構成比8.9%、昨年度より+5.0%）、ついで神奈川県、埼玉県と続いている。

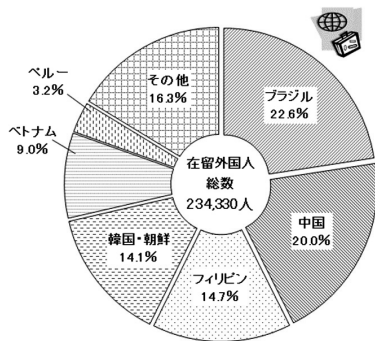


図1 愛知県国籍別在留外国人数の構成比

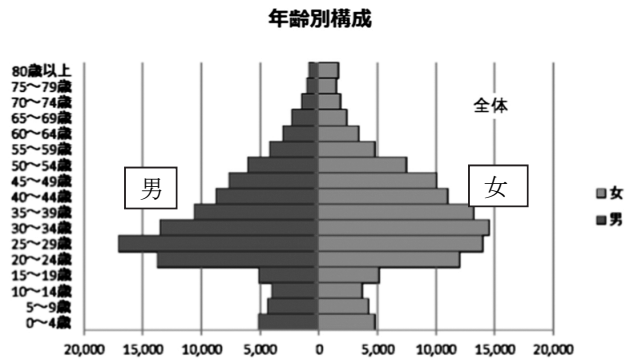


図2 愛知県年齢別外国人登録者数

愛知県統計課2017年6月によると県内総人口7,535,992人。占める外国人住民数の割合は234,330人、3.1%となる。愛知県は東京に次ぐ在留外国人の多い県であり、ブラジル人が多く生活する県でもある。外国人住民数を国籍(出身地)別に見ると、ブラジル52,919人で、全体の22.6%を占め、中国46,861人(20.0%)、フィリピン34,514人(14.7%)、韓国・朝鮮33,047人(14.1%)、ベトナム23,105人(9.0%)、ベルー7,598人(3.2%)と続いている(図1)。

愛知県年齢別外国人登録者数を見ると、働き手である20代、30代が最も多い(図2)。児童・生徒の学校での日本語習得状況も支援が必要である。日本は少子高齢化が進んでいるが、外国籍の乳幼児の数は増加を続けている。就学前の乳幼児については幼稚園・保育所・認定こども園等で保育されている子どもが多数いると考えられる。

(2) 乳幼児の保育と支援

講義では、さらに、保育の現場で想定できることを取り上げて学生と検討し、学生がこれまで出会った外国籍の友人への理解を深めることもねらいとした。

保育者が保育するうえでの困難なこととして、先行研究では「言葉の問題」「食事の問題」「文化・宗教の問題」「保護者への支援」が指摘されている。

外国籍の子ども自身が保育を受ける環境として、外国の遊びや言葉を取り入れて遊ぶことは、外国籍の子どもが自国への誇りを持つことにもつながる。保育室には地図・地球儀・国旗などとともに各国の文化を紹介する絵本などを配置し、子どもたちが興味関心を持つようにしたいと筆者は学生に伝えた。

「言葉の問題」については、乳児期から言葉を育むために、改訂「幼稚園教育要領」、及び改定「保育所保育指針」・改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の第2章2「言葉」の「内容の取り扱い1」に示されているように「言葉は、身近な人に親しみを持って接し、自分の感情や意思などを伝え、それに相手が応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていくものであることを考慮して、子どもが教師・保育士等・保育教諭等や他の子どもと関わることにより心を動かされるような体験をし、言葉を交わす喜びを味わえるようにする」ことが大切であることを筆者は指摘した。そして、家庭で日本語を日常的に使用しない子どもたちには、特にこうした配慮が必要であること、入園式・懇談会など必要な時は通訳が配置できるとスムーズに園の運営や日々の保育の理解につながることを付け加えた。

「食育の推進」が、改定「保育所保育指針」・改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

で取り上げられている。外国籍の子どもたちの宗教に関する食事規定は尊重すべきである。さらに、保護者と話し合ったうえで、園で対応できることと、できないことを確認していかねばならないことを述べた。また、乳児の離乳食のすすめ方は保護者とのコミュニケーションが必要であり、栄養士・調理員との連携も必要である。それとともに、食材やマナーなど文化の相異が表れる「食」を理解して援助していくことが求められることを付け加えた。

「文化・宗教の問題」については、日本人の保育者から見たら、厚着すぎると感じる事、衣服の洗濯など清潔習慣、送り迎え時間を守る事、行事への参加の理解についてなど、日常生活の中で現れる文化の違いも述べた。

「保護者への支援」について、保護者と保育者が信頼関係を築くことが大切であり、必要な時は、通訳者が同席出来ることと理解が深まるので、留意するよう伝えた。文字の理解が出来る保護者の場合は連絡帳など使用することが出来る。咲間の、「日本育ちの外国につながる子どもの場合においても、しっかりと子どもの実態（家庭での言語、文化の背景など）を把握し、その上で支援する必要がある」¹⁵⁾ という指摘を筆者は付け加えた。

(3) 就学前の教育「プレスクール」の理解

就学前の教育「プレスクール」は、日本語が母語でない子どもが、小学校に就学する前に、日本の小学校について保護者とともに体験する場である。愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・神奈川県などのいくつかの市町村で、小学校入学前の子どもを対象にプレスクールが実施されている。

これは、2006年愛知県で全国に先駆けて「公立学校早期適応プログラム（プレスクール）事業」を開始し、3年間の実践で得られたノウハウや教材などをもと



図3 幼児用

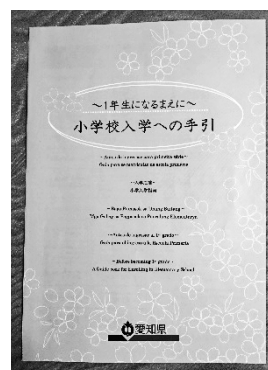


図4 保護者用

に、2009年プレスクールを企画・運営・指導する際に活用できる『プレスクール実施マニュアル』¹⁶⁾を作成した。プレスクールは、小学校入学までに子どもが準備しておく必要があること、保護者が知っておくべきこと、すべきことを提供する場となっている。

プレスクールで使用している、外国人幼児向け日本語学習教材(図3)『たのしい1ねんせい』(幼児用)、(図4)『1ねんせいになるまえに入学の手引』(保護者用)を学生に回覧した。ポルトガル語、中国語、タガログ語、スペイン語、英語の5ヵ国語に翻訳されている。この内容は、就学にあたってすべての子どもが知っておく必要のあることで、筆者は外国籍の園児が在籍しない園でも保育者は理解しておくといふ内容でもあることを学生に付け加えて説明を行った。

(4) ことばの獲得と母語の保持の大切さを学ぶ

1990年、入管難民法が改正されて在留資格が大きく見直され、日本における外国人労働者の受け入れが容易になった。家族で来日し、労働者として単身で日本に来た人々は、生活基盤が整うと家族を日本に呼び寄せ、新たな暮らしを始めた。しかし、子どもたちに待っていたのは「言葉の壁」である。

来日した子どもたちには、学校に入ると当然ながら日本語での授業が待っている。理解が追いつかないまま新たな知識や情報が積み重なることで、それらの習得はおろか、日本語も十分に身につけることができなくなる。家庭では母語を使うが、二言語とも十分に発達してない状態 (=ダブルリミテッド) に陥る恐れがある。バイリンガルになるどころか、不登校や中退へと繋がり、子どもたちの将来が閉ざされてしまっているという実情もある。

こうした状況を踏まえ、子どもたちを支援しようと始められたNPO法人「にわたりの会」⁶⁾ の実践を次のように学生に紹介した。「にわとり式漢字カード」は裏面に書いてある例文を音声ペンでなぞると日本語及び、6言語 (北京語、広東語、英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語) で読み上げてくれる。カードの表面には漢字と絵が描かれ、小学1年～6年まで計360枚ある。「音声再生ペン・スピークン」 (図6) を作製し、子ども達が楽しみながら学習できるようにと考え出された。

学生は、小学校教諭が開発した教材、漢字カード (図7) や音声再生ペンを使って演習を (図5) を経験した。



図5 (音声再生機の演習)



図6 (音声再生機)

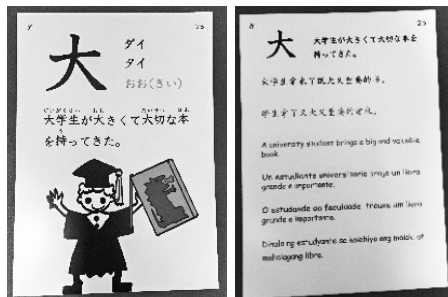


図7 (漢字カード表・裏)

NPO法人「にわたりの会」^{註1)} の代表 丹羽典子氏は、「一見、子どもたちに日常生活で困らない程度の言語力 (生活言語) があるようだと安心して、教育現場が積極的に学習に必要な言語指導を行わないままでは、子どもたちは学業不振に苦しみ、不登校につながることもある。生活言語は友達との日常生活の中で身に付けることが出来るが、思考に使う抽象的な言語や学習言語を習得するのは、土台となる母語が定まらない中ではきわめて難しいという事である」と「言語と思考、認識」の大切さを指摘している点を筆者は、学生に強調した。

公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のグラフ (図8) から、日本語の学習が必要な児童・生徒の現状を学生に知らせた。

次に言葉の援助として保育者が誤った助言をしてしまう例を示す。「日本語が上手でないため友達とうまくコミュニケーションが取れない

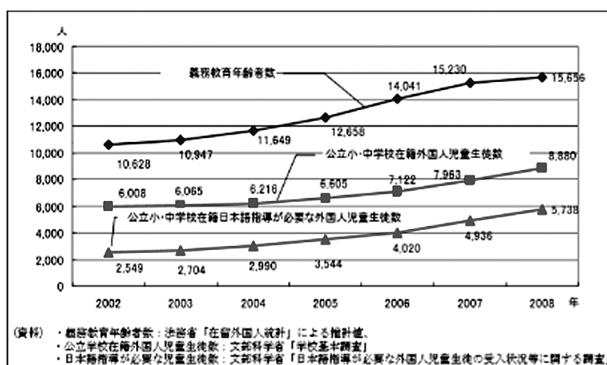


図8 日本語指導が必要な児童生徒

い。日本語が早く上達するように、家でも日本語で話しかけてあげてください」と言われ、家庭内の言葉を母語から日本語に変更し、母親はあまり上手ではない日本語で子どもを育ててきた。

子どもが小さなころは限定的な日本語力でも、子どもと何とかコミュニケーションをとることができたが、子どもが成長するにつれ、わが子の話す日本語がわからなくなってしまった。子どもは日本語が上手になってゆくの引き換えに、母親の話す母語を理解できなくなり、今では簡単な日本語の会話以外、共通言語を失ってしまった。保育者が母語の保持について理解していることが必要である。以上の点は、養成校での学びの中で理解していくことが求められる。

また、自治体によっては日本語を母語としない子どもや保護者をサポートするため、保育園用に園の行事や入園時の持ち物、問診票等を日本語・多言語で併記した「保育所ガイドブック」、保育園でよく使う会話をまとめた「保育所日常会話集」（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成している。行政が外国人園児の受入れ体制を整えることで園児や保護者に対し、よりきめ細やかなケアができるようになることを学生に付け加えた。

（5）日系三世 伊木ロドリゴ氏の講演から学ぶ

ブラジルから10歳（小4）の時、家族で来日した経験を持つ伊木ロドリゴ氏^{註2）}を外部講師として招き、特別授業を行った。（図9）

講義の内容は「来日した時の感想、日本の生活で困難だったこと、日本語を獲得するまでの道のり、教師になることに夢を持った経過、中学の英語教師として教壇に立つまでの学び、及び、イギリス留学の経験など」を依頼した。

伊木氏自身の経験として、「来日した時、ポルトガル語が分かる先生がいなくて、授業は全く分からず、いじめにも合い、学校に行きたくないと思った事もあった。中学校で先生の理解と、友達への応援もあって頑張って勉強した。高校では生死をさまよう病気のため、長期の入院を余儀なくされた」こうした体験の中で、人の役に立つ仕事をしようと英語の教員を目指すことになった、と話された。

講義の中で、母語を忘れ、日本語も十分理解できない状況の子がいることを学生は聞いた。日本に生まれ、日本で生活する日本人には理解できないことであるかもしれない。母国と日本を行き来する子どもたちはアイデンティティの確立に揺れ動く心の問題がある。そうしたことも含め、外国籍の子を理解しようとする必要があると強調された。伊木氏は、自身の生活を振り返り、家庭では母語の保持ができ、ポルトガル語の本や雑誌もあったと話された。小学校で日常会話が出来ようになり、中学校で学習言語や、日本語はほぼ分かるようになった。漢字の勉強も頑張った。高校では難しい日本語も理解できるようになったと語った。

保育者を目指す学生は、まずこの講義を受けることで、外国籍の子どもの気持ちへの理解につながった、と言う。また、困難を乗り越えて夢をかなえた伊木氏から学ぶことは大きく、保育者になることへの意欲を持つことが出来たと、書いている。



図9 外部講師による講義

【外部講師の授業から学んだこと、保育者になって生かしたいことーレポートよりー】 (2018年6月)

- ①保育者になるにあたって、外国の子ども達にも接する機会が増えるので、子ども達の関わり方や、その子どもたちの保護者の関わり方をきちんと考えて教育できる保育者になりたいと思いました。
- ②「子どもが出来ないことは、自分に原因があると考えた方が良い先生になれる。出来ないなら、違うやり方を試してみる」ということを学びました。
- ③「日本で大学・短大・専門学校に行っている人は70%だけど、世界では12%の人しか行けてないことを知りました」保育士になる夢を叶えるために頑張りたいです。
- ④「最高の仕事をするには、自分の仕事を愛さなければならない」ことを学びました。お迎えの保護者に子どもの良いことを伝えられるようにしたいと思います。
- ⑤日本語を教えることも大切だけど、私自身もその子の母国語を学んで、信頼関係を築いていきたいです。「おはよう！」や「ありがとう！」のポルトガル語を覚えたので使いたいです。
- ⑥ブラジルなどでは絵本がとても高く、見る機会が少ないと知った。たくさん読んであげたい。自分自身もたくさん本を読んで、保育者になるにあたって知識を増やしたい。
- ⑦「子どもたちに失敗を多く体験させてしまうと自信がなくなってしまう。自信となる経験、成功体験をさせてあげることが大切だ」と分かりました。子どもたちが出来たことをほめてあげたり、手助けしてあげることが大切に使いたいです。
- ⑧母語も現在使用している言語も思うように自由に使えないことを「ダブルリミテッド」と言い、多くの子が悩みを抱え込んでいることを知りました。
- ⑨日本人は外国人の方に冷たい印象を与えていると知り、私は残念だと思いました。でも、私はそれを感じさせない保育をしたいと強く思いました。
- ⑩外国の子でも日本の子と同じように不自由がないように暮らせるよう援助をしてあげたいと思いました。外国の人は日本人より不安があると思うから、寄り添うことが大切だと思いました。

4. 考察

以上、学生を対象とした調査結果を踏まえ、講義形態のなかでの実践を通して、保育者養成課程における多文化共生保育のありかたを追究し、その結果を以下の3点にまとめた。

第一に、愛知県下の在留外国人は東京に次いで多い県である(2017年)。保育学科の1年生は愛知県出身者(86%)が多いこともあり、外国籍の友達(園・小・中・高校)と接した体験者が多くいる。しかし、その体験だけでは保育者になった際、「多文化共生保育」を実践することはできず、そのための学生の知識と支援の方法の理解が必要であることが明らかになった。

第二は、多文化共生保育の講義を通して、学生のレポートにあるように保育者になった時、日本の子どもを保育する為に必要な配慮だけでなく、文化・言語の理解が大切であることを伝えることができた。先行研究で紹介した宮崎も述べているように、「実際の経験だけでは、外国人の子どもに対する保育の問題点に気づけないことも多い」。「現場に出て行く前に、外国人に対する保育について考える機会を増やすことが求められる」¹⁷⁾。筆者が担当する科目の中で多文化共生保育の講義を実施したことが、保育者を目指す学生に役立つ内容であると考えている。

しかし、「保育内容総論」の講義は、半期15回の開講のため、「多文化共生保育」のねらいを十分に展開することはできない。他大学(例えば、常磐会学園大学子ども教育学部、足利短期

大学こども学科、子ども教育宝仙大学子ども学科、修紅短期大学幼児教育学科等)では、講義科目「多文化保育研究」「多文化保育」「異文化理解」として設置し、学生は様々な視点から多文化共生保育を学んでいる。このような学びを外国籍の子どもが少ない地域の大学でも取り入れて行く必要があると考える。

第三は、筆者が行った「多文化共生保育」の講義では、愛知県の小・中学校での教育の場において外国籍児童・生徒と関わる教師の教育実践を取り入れたことで、乳幼児期の「多文化共生保育」の見通しを学生は持つことができている。日本語(漢字)の指導に役に立つ教材の開発を行ったNPO法人「にわたりの会」代表の丹羽典子氏から教材提供(漢字カード及び音声再生ペン)を受け、外国籍の児童が母語を保持することの重要性と日本語を習得する指導の方法を知ることが出来た、と学生は述べている。日系三世の伊木ロドリゴ氏の特別講義の実施は、10歳で来日し、日本で英語教師として活躍する生い立ちに学生は感銘を受け、外国籍の子ども支援の理解に繋がったと筆者は考える。

今後の研究・教育の課題として、次の4点を挙げることができた。

第一に、行政が取り組んでいる支援を理解し、園での役割を認識することが大切である。愛知県「あいち多文化共生推進プラン2022」のライフサイクル図、乳幼児期の支援では、「出産・子育て支援策の実施と関係部局との連携／多文化子育てサロンの設置促進／母子保健対策事業の適切な実施／円滑な小学校入学のための支援／乳幼児期からの言語習得のための支援」¹⁸⁾等がある。推進のために、保育現場でどう支援するのか、養成校でも理解できるように研究・教育を進めたい。咲間は、「子どもたちが、地域社会で安心して生活を送り、力を発揮し、社会に巣立って行くために、子どもたちの学びや育ちを支えていかなければならない」¹⁹⁾とある。このためには、保育者・教師、そして、公的な機関の積極的な支援が大きな力になると考える。

第二に、外国籍保育士の役割について、佐々木は、「外国籍保育士が介在することにより、外国籍児が母語や母国文化に負い目を感じることなくアイデンティティを形成し、その中で自分の持つ能力と資質を开花させていくことが可能になる」²⁰⁾とある。また、泉は「スウェーデンの定住者は同等の市民権が与えられている。両親には言語教育が保障され、子どもはスウェーデン語が出来ればよいと考えず、バイリンガルで母国教育もきちんとなされるべきである」²¹⁾と強調している。そうした子どもの将来を考え、可能性を尊重する視点は日本でも学びたい事である。外国籍保育士を採用する園は現在少ないが、今後、その実態を明らかにし、検討していきたい。

第三に、「子どもの最善の利益を考慮する」精神を内包した「子どもの権利条約」は1989年、国連・子どもの権利委員会で採択された。日本においても1994年発効された。改定「保育所保育指針」改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、第1章総則に示されている。日本の子どもだけではなく、外国籍の子どもにとっても最善の利益を確保していかなければならない。海外での多文化共生保育の実態を明らかにし、日本の乳幼児保育にどう取り入れて行くのか、保育者養成課程の内容を今後、検討したい。

第四に、今後も在留外国人が増加する事は明らかであり、外国籍の乳幼児、児童、生徒が増加することも予測される。文部科学省は平成31年度の教員の教育課程から「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を示し、新たな科目を設定することとなった。学校教育の中では多文化理解や学力を育てる日本語教育の指導が検討されると考えられる。改訂「幼稚園教育要領」・改定「保育所保育指針」・改訂「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の「言葉による伝えあい」などは学校教育との

連携を更に図り、支援のあり方を検討する機会としたいものである。

引用文献

- 1) 総務省ホームページ、www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf 2018年9月1日取得。
- 2) 萩原元昭『多文化保育論』学文社、2008年、7頁。
- 3) 森上史朗「保育」森上史朗・柏女霊峰『保育用語辞典』ミネルヴァ書房 2010年、1頁。
- 4) 塩野谷斉・泉千勢他「日本における地域の中の多文化保育(3)」(第4回国際交流委員会企画シンポジウム報告)『保育学研究』第41巻第2号、2003年、162頁。
- 5) 名倉啓太郎・箕浦他「多文化共生社会における保育課題と展望」(第5回国際交流シンポジウム報告)『保育学研究』第42巻2号、2004年、154頁。
- 6) 宮崎元裕「日本における多文化保育の意義と課題－保育者の態度と知識に注目して－」『京都女子大学発達教育学部紀要』7号、2011年、136頁。
- 7) 堀田正央「多文化共生保育における保育士の専門性向上に関する研究」『埼玉学園大学紀要』9巻、2009年、163頁。
- 8) 韓 在熙「多文化保育実践における保育者の認識についての研究」『四天王寺大学紀要』第65巻、2018年、450頁。
- 9) 品川ひろみ「多文化保育における通訳の意義と課題」『保育学研究』第49巻第2号、2011年、117頁。
- 10) 宮島喬「多文化共生の問題と課題－日本と西欧を視野に－」『学上の動向』2009年、12頁。
- 11) 佐々木由美子・林恵他「ドイツNRW州における就学前教育改革と多文化共生保育実践」『保育学研究』第55巻第2号、2007年、15頁。
- 12) 山本尚史「保育者養成における多文化保育についての一考察－長崎における保育者の研修と行政の取り組みに着目して－」『長崎女子短期大学紀要』第40号、2015年、52頁。
- 13) 佐々木由美子「外国籍児の育ちを保障する多文化保育－当事者としての外国籍保育士の役割を手掛かりとして－」立正大学、2018年、135頁。
- 14) 卜田真一郎「日本における多文化共生保育研究の動向」『エデュケア』第33号、2012年、30頁。
- 15) 咲間まり子『多文化保育・教育論』みらい、2014年、148頁。
- 16) 愛知県多文化共生推進室、多文化共生ネット「プレスクール実施マニュアル」ホームページ<http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/tabunka.html> 2018年9月1日取得。
- 17) 宮崎元裕「日本における多文化保育の意義と課題－保育者の態度と知識に注目して－」『京都女子大学発達教育学部紀要』7号、2011年、136頁。
- 18) 愛知県多文化共生推進室、多文化共生ネット「あいち多文化共生推進プラン2022」ホームページ<http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/tabunka.html> 2018年9月1日取得。
- 19) 咲間まり子『多文化保育・教育論』みらい、2014年、150頁。
- 20) 佐々木由美子「外国籍児の育ちを保障する多文化保育－当事者としての外国籍保育士の役割を手掛かりとして－」立正大学、2018年、130頁。
- 21) 塩野谷斉・泉千勢他「日本における地域の中の多文化保育(3)」(第4回国際交流委員会企画シンポジウム報告)『保育学研究』第41巻第2号、2003年、169頁。

註

- 註1) 丹羽典子氏(元小牧市立小学校教諭)、NPO法人「にわたりの会」外国につながる子どもたちの学習支援団体代表、「にわとり式漢字カード・音声再生ペン」の開発。
- 註2) 伊木・テ・フレイタス・ロドリゴ氏(豊橋市立東陽中学校教諭)、日系三世ブラジル国籍。『3年1組ロドリゴ先生』出演、ひまわりネットワーク(株)、2016年。

参考文献

- (1) 宮島喬・太田晴雄『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版、2005年。
- (2) 山田千明『多文化に生きる子どもたち』明石書店、2006年。
- (3) 坂本正・小柳かおる他『多様化する言語習慣環境とこれからの日本語教育』スリーエーネットワーク、2008年。
- (4) デビット・C. ボック、ルース＝ヴァン・リーケン『サードカルチャーキッズ－多文化の間で生きる子

どもたち-』スリーエーネットワーク、2010年。

- (5) 宇都宮大学Hansプロジェクト『外国につながる子どもの教育』2011年。
- (6) 宇都宮大学Hansプロジェクト『続 外国につながる子どもの教育』2012年。
- (7) 宇都宮大学Hansプロジェクト『外国につながる子どもの教育3』2013年。
- (8) 中島和子『バイリンガル教育の方法』アルク、2016年。
- (9) 宮崎幸江編『日本に住む多文化の子どもと教育—ことばと文化のはざまで生きる』上智大学出版、2016年。
- (10) 川上郁雄・尾関史・太田裕子『日本語を学ぶ/複言語で育つ』くろしお出版、2016年。
- (11) 宮島喬他『外国人の子ども白書』明石書店、2017年。

